

下関市教育委員会 4月定例会 資料

令和4年4月20日（水）10：00～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表 P 1

[議案]

第18号 下関市立図書館の設置等に関する条例の
一部を改正する条例 別冊① P 1

第19号 下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則の
一部を改正する規則 別冊① P 16

[臨時代理の報告]

○下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の
一部を改正する規則 P 2

○下関市青少年補導センター運営協議会委員の
解嘱及び委嘱について 別冊②

○下関市社会教育委員の解嘱及び委嘱について P 4

○豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会委員の
解嘱及び委嘱について P 5

[報告事項]

○勝山中学校校舎（11）長寿命化実施設計業務の事故繰越について P 8

○川中中学校敷地外においての自動車損傷事故について P 9

○下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について P 12

教育委員会定例会日程表

令和4年4月20日(水) 10時00分から

下関市教育センター 3階中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

第18号 下関市立図書館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中央図書館

第19号 下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

中央図書館

日程2

【臨時代理等報告】

下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

教育政策課

下関市青少年補導センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

生涯学習課

下関市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

生涯学習課

豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

豊田教育支所

日程3

【報告事項】

勝山中学校校舎(11)長寿命化実施設計業務の事故繰越について

学校支援課

川中中学校敷地内においての自動車損傷事故について

学校支援課

下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について

生涯学習課

日程4

【その他】

■次回開催予定

令和4年5月25日(水)

R4. 5月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R4. 6月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					3	4
				5	6	7
				8	9	10
			12	13	14	11
			15	16	17	18
			19	20	21	22
			23	24	25	
			26	27	28	29
					30	

閉会

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により、下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則（平成17年教育委員会規則第14号）の一部改正について、令和4年4月1日に下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年4月20日

下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則（平成17年教育委員会規則第14号）の一部を次のよう改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

別表（第2条関係）		別表（第2条関係）				
所属	職種	勤務時間	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日	備考
南部学校 共同給食場 調理場	全職員	勤務時間 区分 始業時刻終業時刻	A 午前8時午後4時 45分	勤務時間 区分 1時間とし、 その時間 1週間当たり38 時間45分	日曜日 及び土曜日	区分の指 定は、所 属長が行 う。
中部学校 共同給食場 調理場		休憩時間 区分 1週間当 たり38 時間45分	B 午前8時午後4時 55分	勤務時間 区分 1週間とし、 その時間 1週間45分	日曜日 及び土曜日	区分の指 定は、所 属長が行 う。
		C 午前8時午後5時 20分	D 午前8時午後5時 30分	勤務時間 区分 1週間とし、 その時間 1週間45分	E 午前8時午後5時 30分	区分の指 定は、所 属長が行 う。

改正前		改正後	
南部学校 給食共同 調理場	全職員	A 午前8時 午後4時 45分	B 午前8時 午後4時 10分
中部学校 給食共同 調理場	休憩時間 を除き、 1週間当たり38 時間45 分	C 午前8時 午後5時 20分	C 午前8時 午後5時 05分
(略)		D 午前8時 午後5時 30分	D 午前8時 午後5時 15分
(略)			

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

下関市教育委員会
報告

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により、下関市社会教育委員の解嘱及び委嘱について下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年4月20日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

記

1. 委員の解嘱及び委嘱

解嘱 野村 泰、波多野 敏郎
委嘱 水野 祐也、矢田部 敏夫

2. 解嘱日及び委嘱期間

解嘱日 令和4年3月31日
委嘱期間 令和4年4月1日から令和5年5月31日まで

3. 説明

現職委員の人事異動に伴う、前任委員の解嘱並びに残任期間の後任委員の委嘱

下関市教育委員会
報 告

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年規則第7号）第4条第1項の規定により、豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会委員の解嘱及び委嘱について、令和4年4月1日付で下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年4月20日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

記

1 委員の解嘱及び委嘱

解嘱

黒瀬 泰樹 令和4年3月31日付

委嘱

宮崎 浩 令和4年4月1日付

2 任期

令和4年4月1日から令和5年7月31日

3 報告説明

令和4年4月1日付の人事異動に伴う豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会委員の解嘱及び委嘱であり、教育委員会3月定例会に議案を提出することが困難であったため。

参考条文（抜粋）

○下関市立自然史博物館の設置等に関する条例

(平成 17 年 2 月 13 日教育委員会規則第 123 号)

(運営協議会の設置)

第 16 条 ミュージアムに豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 運営協議会の委員の定数は、10 人以内とする。

3 運営協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○下関市立自然史博物館の設置等に関する条例施行規則

(平成 17 年 2 月 13 日教育委員会規則第 38 号)

(運営協議会)

第 17 条 条例第 16 条の規定による豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学職経験を有する者等のうちから委員会が任命する。

2 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、運営協議会の会務を総理し、運営協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営協議会の会議)

第 18 条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(運営協議会の庶務)

第 19 条 運営協議会の庶務は、豊田教育支所において処理する。

豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会委員名簿

(任期:令和3年8月1日から令和5年7月31日まで)

区分	No.	氏 名	現職・公職等	備 考
学校教育関係者	1	きざき さとし 鬼 崎 聖	下関市立西市小学校校長	再任
	2	くろせ やすき 黒 瀬 泰 樹	下関市立豊田中学校校長	令和4年 3月31日付 解嘱
社会教育関係者	3	みずの かつこ 水 野 捷 子	下関市社会教育委員	再任
	4	やました けいこ 山 下 景 子	豊田地区子ども会連合会副会長	再任
	5	あわた さおり 粟 田 沙 織	豊田下小学校区協育ネットコーディネーター	新任
学識経験者等	6	たなか ひろし 田 中 浩	山口県立山口博物館学芸員 (専門:昆虫・動物)	再任
	7	まつだ まきこ 松 田 真 紀 子	自然観察指導員 (日本環境保護協会)	再任
	8	いとう しゅうじ 伊 藤 修 二	豊田地区まちづくり協議会会长	再任
	9	ひのはら しんや 日 野 原 伸 也	豊田ホタル研究会会长	再任
	10	さかもと とみこ 坂 本 富 子	ホタルの里とよた友の会	再任

報 告 事 項
令 和 4 年 4 月 2 0 日
学 校 支 援 課

勝山中学校校舎（11）長寿命化実施設計業務の事故繰越について

1. 業務概要

老朽化した勝山中学校の使用可能期間を今後30～40年程度延ばすことを目的に、令和5年度から令和7年度にかけて長寿命化改良工事を行う予定としており、その実施設計を行うもの。

2. 契約内容

業 務 名	勝山中学校校舎（11）長寿命化実施設計業務
履 行 期 間	令和3年8月19日から令和4年3月25日まで
業務委託料	金15,389,000円
受 注 者	株式会社 田尾設計 代表取締役 田尾 繁

3. 遅延理由

- (1) 本業務の他に2業務を請け負っていたことで、業務量が膨大となり、その結果、本業務の進捗に遅れが生じた。
- (2) 設備設計業者との調整不足により、設備設計の進捗に遅れが生じた。

4. 今後の予定

令和4年6月末までに完了の見込み
なお、遅延による改修スケジュールへの影響はない。

5. 業者へのペナルティ

- (1) 3ヶ月の指名停止となる見込み
- (2) 損害金の請求

報 告 事 項
令和 4 年 4 月 20 日
学 校 支 援 課

川中中学校敷地外においての自動車損傷事故について

事故発生日時 令和 4 年 3 月 29 日 (火) 午前 11 時 00 分頃

事故発生場所 下関市立川中中学校正門前マンション駐車場
(下関市伊倉新町四丁目 5 番 1 号)

事故被害者 正門前マンション住民

事故内容 軟式野球部の練習中、シートバッティングの打球が防球ネットを越えて、正門前マンション駐車場へ飛び込んだことを野球部員が確認。回収に行った際に付近の駐車車両を確認したところ、被害車両の後部(トランク部)にボールの跡が付着していた。顧問が確認に行った際に、マンション管理人の証言により所有者を特定したもの。なお、本事案は物損のみで人的被害はなし。

事故被害額 77,363 円 (修理見積金額)

事故原因及び対策

通常、シートバッティングでは防球ネットを越えるような打球とはならないが、今回は偶然、防球ネットを越えてしまったもの。

今後は、前回の事故(令和 3 年 7 月)からの改善点を見直し、バッティングを行う向き、角度を更に調整し、マンション方向へ打球が飛ばないように考慮し練習を行う。

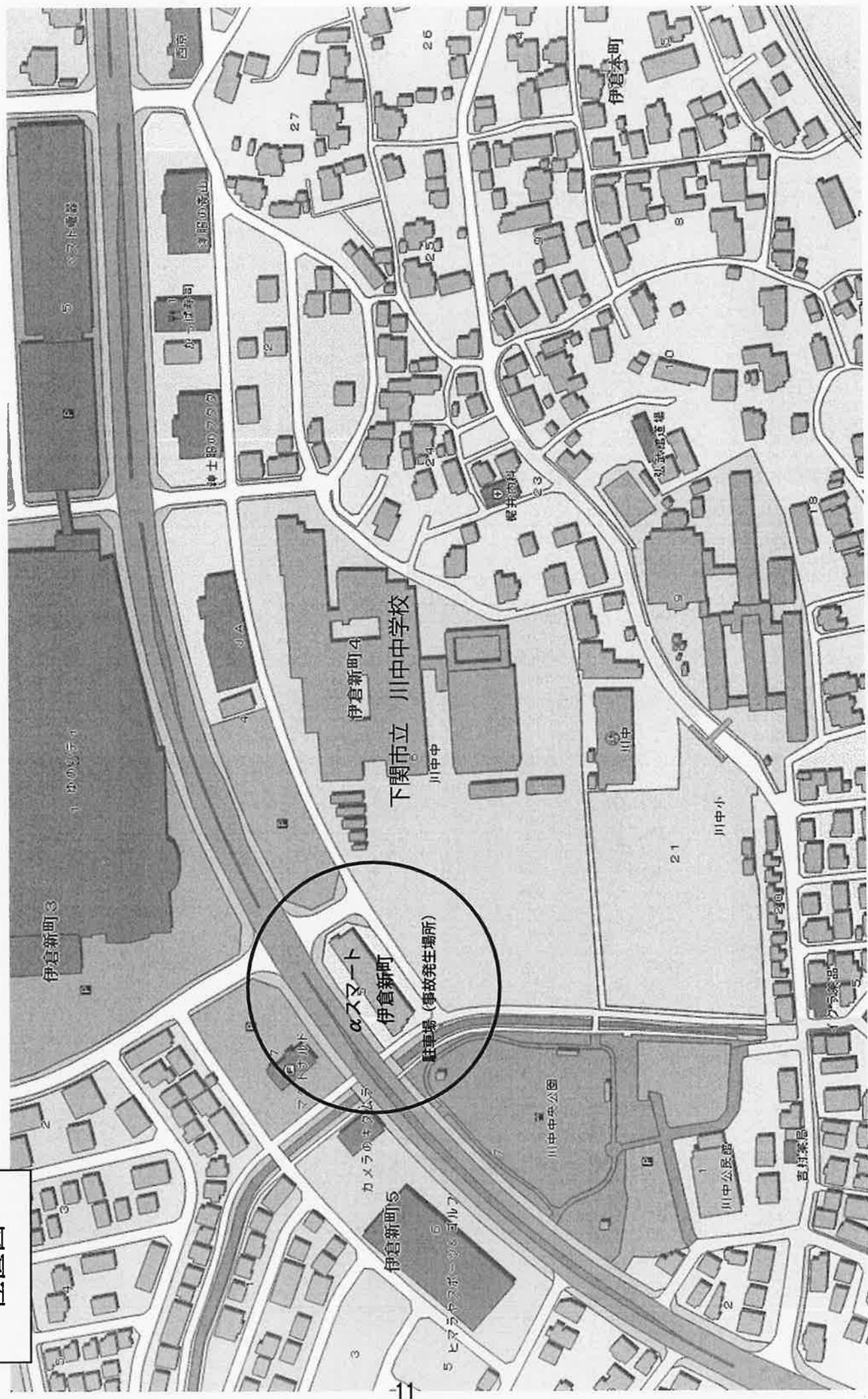
今後の対応

下関市損害賠償審査委員会の審査可決後、被害者への損害賠償及び保険請求の手続きを行う予定である。

事故写真（位置）



四
位置



報 告 事 項
令和4年4月20日
生 涯 学 習 課

下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について（報告）

下関市青少年補導委員設置規則（平成17年規則第73号）第2条第3項の規定に基づき、下関市青少年補導委員について、下記のとおり市長より解嘱及び委嘱されましたので報告いたします。

記

1. 委員の解嘱及び委嘱

別紙名簿のとおり 解嘱 20名 委嘱 20名

2. 任期等

解嘱日及び委嘱期間

解嘱日 令和4年3月31日

委嘱期間 令和4年4月1日から令和5年5月31日まで

3. 報告説明

委員（教職員）の人事異動に伴い解嘱及び後任委員の委嘱をするもの

下関市青少年補導委員解団・委団名簿

学校名		解団	委団
高校	下関中等教育学校	フジモト ジュンジ 藤本 純史	キクノ カズヤ 菊野 一哉
	下関工科高等学校	キヨツジ マサヤ 清辻 欽矢	ツルタ コウスケ 鶴田 康介
	山口農業高等学校西市分校	フジエ ノリヒコ 藤江 典彦	ナカシマ コウヨウ 中嶋 向洋
中学校	日新中学校	フジノ キイチ 藤野 貴一	アオヤマ カツキ 青山 克輝
	川中中学校	ワダ ハジメ 和田 肇	ミヤザキ ゲンキ 宮崎 元気
	玄洋中学校	ヒロナカ マサハル 弘中 雅治	タムラ リク 田村 陸
	木屋川中学校	ミナギ アキト 三奈木 彰人	フジモト ジュンジ 藤本 純史
	山の田中学校	ニシヤマ シゲル 西山 茂	オノ ヨシフミ 小野 佳文
	堀田中学校	マエヒラ タケシ 前平 剛史	ウエダ リョウ 上田 亮
小学校	関西小学校	モリミツ トシヒデ 盛満 俊豪	ウエマツ カズマサ 植松 和真
	向山小学校	ヤマダ コウジ 山田 耕慈	オカモト ヒロヒサ 岡本 紘尚
	生野小学校	カヤノ タカヒデ 萱野 貴継	ヒサナガ ショウト 久永 翔斗
	西山小学校	ヒラオカ タカヒロ 平岡 孝浩	ヤマナカ エイタロウ 山中 英太郎
	江浦小学校	ムロタ カナメ 室田 要	タカヤ リョウ 多賀谷 亮
	小月小学校	ヒロナガ マサノリ 弘永 仁法	マツカワ タカヒロ 松川 貴博
	王司小学校	マツモト マサブ 松本 學	オカムラ ショウタロウ 岡村 祥太朗
	山の田小学校	カギモト ヒデアキ 鍵本 英明	ヒサユキ トワ 久行 永遠
	川中西小学校	タケベ シュンゾウ 竹部 俊三	ワタカ ナオキ 綿加 直樹
	長府小学校	ヤマナカ エイタロウ 山中 英太郎	エモト カズヒロ 江本 和弘
	一の宮小学校	ヨコヤマ ユウジ 横山 優次	カヤノ タカヒデ 萱野 貴継